## 地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

~休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ~

①熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者 が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業 した場合や一時的に離職した場合(雇用予約がある場合も含みます)は、 雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
  - (受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)
- ※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了 し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であっ た期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業 所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助 成金を利用できます(熊本地震の影響による休業であれば熊本 県以外の事業所でも利用できます)。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3 (中小企業の場合)を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します。
  - 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

詳細な内容やお困りのことにつきましては、事業主の方は管轄のハローワークに、休業や一時的に離職される 労働者の方につきましては県内のハローワークにご相談ください。